

# 被災された方へのお知らせ

この度の火災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

## 所有する建物を焼失された方へ

建物が焼失により滅失したときは、建物の所有者から法務局に建物滅失登記を申請する必要がありますが、この度の火災により滅失した建物については、**法務局が職権で滅失の登記を行います。**

また、この登記の**対象の建物の所有者**には、法務局から通知を送付します。

なお、お急ぎの場合には、ご自身で建物の滅失登記を申請することもできます。

詳しくは、法務局ホームページを確認いただき、または大分地方法務局不動産登記部門までお問い合わせください。

[https://houmukyoku.moj.go.jp/oita/page000001\\_00438.pdf](https://houmukyoku.moj.go.jp/oita/page000001_00438.pdf)



お問い合わせ先：097-532-3342（自動音声によりご案内します）

※平日8：30～17：15（12月27日～1月4日を除く）

大分地方法務局不動産登記部門